

溶接ヒューム：個人ばく露測定〔均等ばく露作業〕

環境・健康

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が新たに特化則の特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者に溶接ヒューム濃度の測定などが義務付けられました。

溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）は、均等ばく露作業ごとに、それぞれ適切な数の労働者に対して行うことが、測定等告示で示されています。この均等ばく露作業に係る告示・通達等を下記に示しました。

均等ばく露作業に係る告示・通達等

【測定等告示第1条第2号】

※試料採取機器の装着は、金属アーク溶接等作業のうち労働者にばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業（均等ばく露作業）ごとに、それぞれ、適切な数（2以上に限る）の労働者に対して行うこと。

【測定等告示施行通達】

※「均等ばく露作業」には、

⇒溶接方法が同一であり、溶接材料、母材及び溶接作業場所の違いが溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与えないことが見込まれる作業が含まれる。

【改正特化則のQ&A】

（問）溶接ヒューム濃度測定は、溶接作業場所が複数あった場合、それぞれ測定しなければならないか。

（答）溶接ヒューム濃度に大きな影響を与えないことが見込まれる作業ならば、1つの均等ばく露作業として、溶接ヒューム濃度の測定を行っていただいて構いません。

kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への有害物の発散状況	作業環境測定
	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露測定
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教育	有害物取扱い作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育